

きゅうゆうせいほ ごほう もと いちじきんしきゅうとう
旧優生保護法に基づく一時金支給等の
そうだん せいきゅう
相談・請求について

1 **相談・請求の窓口**

せんようでんわばんごう
【専用電話番号】

(082)227-1040

うけつけじかん げつようび きんようび じ ふん じ ふん
受付時間：月曜日から金曜日の8時30分から17時15分
(祝・祭日、年末年始は除く。)

○請求の受付は予約の方を優先します。手話通訳等配慮が必要な方は、
予約時にお知らせください。なお、1件あたり60分程度かかる見込み
です。

○請求の受付は郵送でも可能です。請求書類を送付しますので、
ご返送ください。

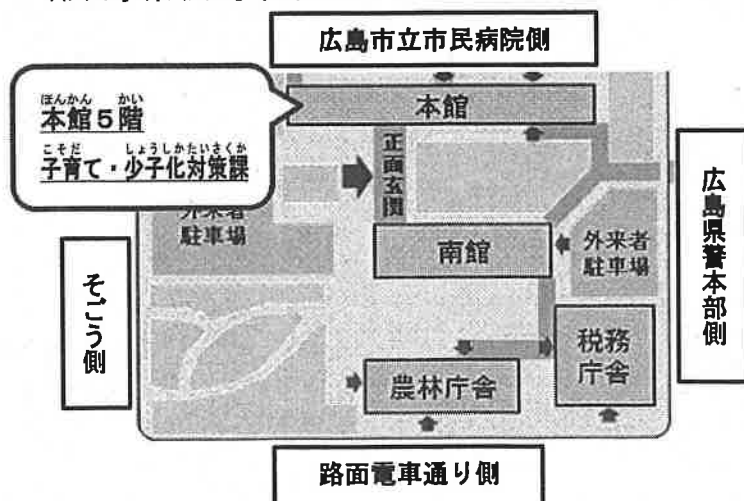
2 **その他問い合わせ方法**

【ファクシミリ】(082)502-3674

【電子メール】fukosodate@pref.hiroshima.lg.jp

3 **請求の受付窓口**

ひろしまけんちょうほんかん かい
広島県庁本館5階 子育て・少子化対策課
ひろしまけんひろしましなかくもとまち ばん ごう
(広島県広島市中区基町10番52号)



ホームページ
はこちら



